

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年8月7日
【会社名】	株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント
【英訳名】	JAC Recruitment Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松園 健
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング14階
【電話番号】	03 - 5259 - 6926
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 管理本部長 服部 啓男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング14階
【電話番号】	03 - 5259 - 6926
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 管理本部長 服部 啓男
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 836,678,700円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成27年7月31日現在の 株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準と して算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	943,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成27年8月7日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり、（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	943,800	836,678,700	
一般募集			
計（総発行株式）	943,800	836,678,700	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 発行価額の総額は、平成27年7月31日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 (注) 2		100	平成27年8月26日		平成27年8月27日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成27年8月17日から平成27年8月20日までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」といいます。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定される引受人の買取引受による売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」といいます。）の売出価格と同一であります。引受人の買取引受による売出しについては後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 当社株式の売出しについて」をご参照下さい。
- 3 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 4 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント 総務経理部	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング14階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店	東京都港区虎ノ門一丁目4番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
836,678,700		836,678,700

(注) 払込金額の総額は、平成27年7月31日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額836,678,700円につきましては、運転資金等に充当する予定であります。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社株式の売出しについて

本自己株式処分は、当社株式の売出しに並行して行われる第三者割当による自己株式の処分（並行第三者割当）であります。本自己株式処分と同時に、野村證券株式会社を引受会社とする当社普通株式3,654,000株の引受人の買取引受による株式売出し及び当該売出しの需要状況を勘案した上で野村證券株式会社が行う当社普通株式のオーバーアロットメントによる売出し（当社株式の売出し）が実施されます。本自己株式処分に係る割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく引受人の買取引受による売出しの引受人からの要請に従っており、仮に本自己株式処分に係る割当が引受人の買取引受による売出しにおける親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含みます。）として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものではありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要(平成27年8月7日現在)

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口)		
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号		
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 和地 薫		
資本金	10,000百万円		
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務		
主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%	
	日本生命保険相互会社	33.5%	
	明治安田生命保険相互会社	10.0%	
	農中信託銀行株式会社	10.0%	

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成27年8月7日現在)

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

(株式付与E S O P信託の内容)

当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする株式付与E S O P信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を締結し、本信託を設定します。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する合意書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)とします。

当社の信託型従業員インセンティブ・プラン(以下「本プラン」といいます。)は従業員株式所有制度(日本版E S O P)に該当しますので、以下、本プランの内容を記載します。

概要

E S O P信託とは、米国のE S O P(Employee Stock Ownership Plan)制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プラン(以下「本プラン」といいます。)であり、当社株式を活用した従業員の福利厚生制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

本プランでは、当社が当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)は、予め定める株式交付規定に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託契約は、信託管理人である公認会計士三宅秀夫氏による内容の確認を得ています。

また、第三者割当については、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規定に基づき受益者となった者に対して交付します。

本信託は株式交付規定に従い、信託期間中の従業員の資格等級や業績評価等に応じた当社株式を、在職時に無償で従業員に交付します。当該交付については、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人が本信託契約に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社はその指図に従い議決権を行使します。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本プランについてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本プラン実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」といいます。)について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社・三菱UFJ信託銀行株式会社・日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義については受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本プランにおいて生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

本信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。本信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

(参考)ESOP信託の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	受益者要件を充足する当社従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	当社従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成27年8月26日
信託の期間	平成27年8月26日～平成33年3月31日(予定)
制度開始日	平成27年8月26日
議決権行使	受託者は、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	未定(売価等決定日に決定する。なお、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額と同額となる。)
株式の取得時期	平成27年8月27日
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

本信託から受益者に交付する予定の株式の総数

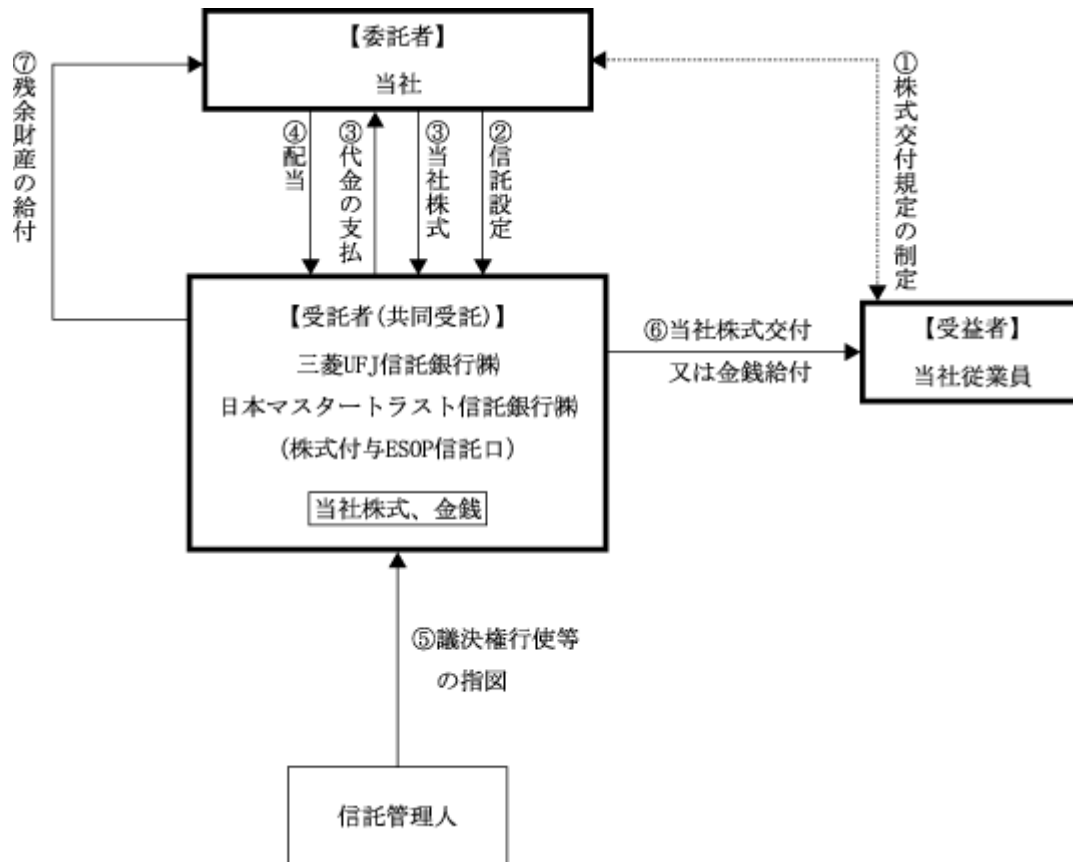
943,800株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

受益者の範囲

本信託の受益者となり得る者は、信託期間中に当社の従業員であった者としてします。

ただし、退職後の連絡先等が不明であるため受益者確定手続において受益者として確定することができなかった者は、この限りではありません。

（本信託の仕組み）



当社は本プランの導入に際して株式交付規定を制定します。

当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とするESOP信託を金銭で設定します。

ESOP信託は上記の当社が拠出した資金をもって、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、当社から予め定める取得期間内に取得します。

ESOP信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。

株式交付規定に従い、一定の要件を満たす当社従業員は、当社株式またはその売却代金を受領します。

ESOP信託の清算時に、受益者に株式交付された後の残余財産は、一定の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属します。

受益者要件を充足する当社従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

c 割当予定先の選定理由

当社では、当社従業員の中長期的な企業価値向上への取り組みの一つとして当社株式の保有を推奨しております。

今回導入を決定しました本プランは、予め定める株式交付規定に基づき当社株式を従業員に交付することから当該従業員は当社株式の株価の上昇による経済的な利益を収受することができるため、更なる当社従業員の勤労意欲の向上に繋がること、ひいては中長期的な企業価値向上へ資すると鑑み、他社の動向も含めてその検討を慎重に進めていました。それと同時に当社は、平成20年3月～8月に実施いたしました自己株式の取得によって保有する自己株式の有効活用策についても随時検討を進めていた経緯があり、今般の本プランの導入は、更なる勤労意欲のモチベーションアップに寄与し、かつ自己株式を有効に活用可能であるとの結論に至りました。

本プランの導入にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、当社との証券代行業務等の取引関係並びに手続きコスト等を他社比較等も含めて総合的に判断した結果、本信託契約を締結することとしました。

また、「(株式付与E S O P信託の内容) 概要」に記載しましたとおり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

943,800株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)は本信託契約に従って、信託管理人からの指図に基づき株式交付規定に従い、信託期間中の従業員の資格昇格や勤続年数等に応じた当社株式を、在職時に無償で従業員に交付することになっています。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定です。更に、本自己株式処分が並行第三者割当となることに伴い、株式付与E S O P信託に関し、三菱UFJ信託銀行株式会社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社はそれぞれ、引受人の買取引受による売出しの引受会社である野村證券株式会社に対して、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日(平成27年8月28日)から起算して180日目の日に終了する期間をロックアップ期間として、当該期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(ただし、本信託契約及びその関連契約に基づく当社株式の売却又は当社従業員に対する交付並びに信託勘定において行う売却又は譲渡等を除く。)を行わない旨合意しております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社からE S O P信託に拠出される当初信託金を割当日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約により確認を行っています。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、受益者候補の意思を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使するなどの具体的信託事務を担当いたします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家(委託者が顧問契約を締結している者を除きます。)であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職(以下「役員等」といいます。)、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者(当社)、受託者(三菱UFJ信託銀行株式会社)が協議の上、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士三宅秀夫氏とします。

また、信託管理人は、本信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権の行使(以下「議決権行使」といいます。)を行うため、本信託契約に従って定められた議決権行使の指図を、書面にて受託者に提出するものとします。

なお、割当予定先が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力との対決」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、本信託契約において確約をしています。

その結果、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付とE S O P信託口)が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断しました。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は従業員インセンティブ・プランの導入を目的としております。また、処分価額につきましては、当社株式の売出しにおける引受人の買取引受による売出しの売出価格と同一といたします。係る売出価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定されます。したがって、本自己株式処分の処分価額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額により払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員(3名、うち3名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、株式交付規定に基づき信託期間中に当社従業員に交付すると見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し2.29%(小数点第3位を四捨五入、平成27年6月末現在の総議決権個数403,463個に対する割合2.34%)と小規模なものです。

また、本自己株式の処分により割当てられた当社株式は株式交付規定に従い当社従業員に交付されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式の処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合(%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
田崎 忠良	東京都渋谷区	15,392	38.15	13,742	33.28
田崎 ひろみ	東京都渋谷区	7,179	17.79	7,179	17.39
金親 晋午	東京都港区	6,126	15.18	4,476	10.84
服部 啓男	神奈川県川崎市幸区	1,011	2.51	681	1.65
日本スタートラスト信託 銀行株式会社(株式付与ESOP 信託口)	東京都港区浜松町二丁目11 番3号			943	2.29
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託 口)	東京都中央区晴海一丁目8 番11号	920	2.28	920	2.23
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	ONE WALL STREET, NEW YORK, NY 10286 U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16 番13号)	880	2.18	880	2.13
JP MORGAN CHASE BANK 385181 (常任代理人 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目16 番13号)	475	1.18	475	1.15
日本スタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11 番3号	469	1.16	469	1.14
CBLDN KIA FUND 136 (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	MINITRIES COMPLEX POBOX 64 SATAT 13001 KUWAIT (東京都新宿区新宿六丁目27 番30号)	454	1.13	454	1.10
計		32,909	81.57	30,223	73.20

(注) 1. 平成27年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 株式付与ESOP信託は、三菱UFJ信託銀行株式会社と日本スタートラスト信託銀行株式会社との共同受託となり、当社株主名簿においては、日本スタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)として記載されます。割当後の大株主の状況については、平成27年6月30日現在の株主名簿を基準として、本自己株式処分による増減株式数を考慮したものです。

3. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については引受人の買取引受による売出しによる売却分(田崎忠良 1,650千株、金親晋午 1,650千株、服部啓男 330千株)を勘案した株数及び割合になります。

4. 当社所有の自己株式944,178株(平成27年6月30日現在)は、処分後は378株となります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第 1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第 2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第 3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第28期（平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日）平成27年 3 月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第29期第 1 四半期（自 平成27年 1 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）平成27年 5 月12日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第29期第 2 四半期（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日）平成27年 8 月 5 日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成27年 8 月 7 日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成27年 3 月27日に関東財務局長に提出

5 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成27年 8 月 7 日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(訂正報告書により訂正された内容を含む。)及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年8月7日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年8月7日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント 本店
(東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング14階)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。